町田市教育委員会第8回定例会

日 時 2019年11月1日(金)午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議題

- 1. 月間活動報告
- 2. 議案審議事項

議案第24号 町田市文化財指定・登録基準の一部改正について 議案第25号 町田市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例(案)につ いて

- 3. 協議事項
- (1) 町田市スポーツ推進審議会委員の選任について
- 4. 報告事項
- (1) 台風19号による学校教育施設及び生涯学習施設の被害状況について 《施設課、教育センター、生涯学習総務課》
- (2) 町田市就学援助費支給要綱の一部改正について 《学務課》
- (3) 町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について 《学務課》
- (4) 2019年度 町田市教育講演会(東京都教育の日関連事業)の実施報告について 《指導課》

主な活動状況

2019.10.4~2019.10.31

期日			活動内容		後藤委	森山委	八並委	坂上委
月	F	曜				員	員	員
10	4	金	教育委員会第7回定例会	0	0	0	\circ	0
	6	日	アイデア対決・全国高等専門学校ロボットコンテスト2019関東 甲信越地区大会(町田市立総合体育館)	0				
	9	水	東京都市教育長会幹事会・定例会(東京自治会館)	0				
	10	木	校長役員連絡会	0				
	11	金	市教委訪問(鶴間小学校)	0	0			
	15	火	市教委訪問(鶴川中学校)	0			0	
	16	水	成瀬台中学校創立40周年記念式典(町田市民ホール)	\circ	0	0	\circ	0
	17	木	定例校長会	0				
	18	金	町田市小学校連合体育大会プレ大会(町田市立陸上競技場)	0	0	0	0	0
			山崎中学校開校40周年記念式典(山崎中学校)	0	0	0	0	0
			町田市民文学館秋季企画展「白洲正子のライフスタイル―暮らしの遊び」展内覧会(町田市民文学館)				0	
	19	土	町田第三中学校創立50周年記念式典(町田第三中学校)	0	0		0	0
	24	木	令和元年(2019年)度町田市戦没者追悼式(町田市民ホール)	\bigcirc				
			東京都市町村教育委員会連合会令和元年度ブロック別研修会(第2ブロック)(府中市立学校給食センター)				0	
	25	金	南成瀬小学校創立40周年記念式典(南成瀬小学校)	0	0		0	0
	26	土	町田市教育講演会(町田第一小学校)	0	0		0	0
	27	日	東京町田東ロータリークラブ第21回地球環境保全ポスター展 表彰式	0				
			MOA美術館町田みんなの児童作品展表彰式(町田市立国 際版画美術館)	0				
	28	月	宮崎県延岡市教育委員会視察 10/28・29	0				
			市教委訪問(町田第二中学校)				0	0
	30	水	町田市障がい児・者を守る会すみれ会との懇談会	0				

議案第24号

町田市文化財指定・登録基準の一部改正について

上記の議案を提出する。

2019年11月1日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市文化財保護条例第50条に基づき、2019年8月に町田市文化財保護審議会に諮問した町田市文化財指定・登録基準の一部改正について、2019年10月18日付で別紙のとおり答申がありましたので、町田市文化財指定・登録基準を一部改正することについて承認を求めるものです。

別紙のとおり、町田市文化財指定・登録基準を一部改正いたしたい。なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市教育委員会が文化財を指定・登録する際には、文化財保護審議会に諮問し、町田市文化財指定・登録基準に基づいた審議・答申を受けて決定しています。この基準には、これまで「旧跡」の指定・登録基準が含まれていなかったため、一部改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 新たに町田市指定旧跡に関する規定を加えます。(改正後の第1第6項 関係)
- (2) 新たに町田市登録旧跡に関する規定を加えます。(改正後の第2第6項 関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2019年11月2日から施行します。

○町田市文化財指定・登録基準 (下線箇所を追加、取消線箇所は削除)

町田市文化財保護条例(昭和52年町田市条例第30号)第4条第1項、第20条 第1項、第26条第1項、第33条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、町田 市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準によ り行う。

第1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の 基準により行う。

1 町田市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物(社寺、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(石塔、鳥居等)のう ち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
- イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの
- (3) 書跡・典籍
- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの
- (4) 古文書
- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるもの

- (6) 歷史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品 のうち学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの
- 2 町田市指定無形文化財
 - (1) 芸能
 - 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当す るもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 市の文化史上重要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか

に該当するもの

- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ウ 市の文化史上重要なもの
- 3 町田市指定有形民俗文化財
 - (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、 市民の生活文化を理解する上で重要なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家 具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、 作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用 具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、ト占用具、医療用具、教 育施設等
 - ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、 人形、玩具、舞台等
 - ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産 屋等
 - コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
 - (2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、 次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なも の

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの
- 4 町田市指定無形民俗文化財
 - (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
 - (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 市の文化に関係が深いもの
- 5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を正しく理解するために欠くことができず、かつ、 その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- 工 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する 遺跡
- キ 墓及び碑
- ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定旧跡

- (1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、かつ、 その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの
- (2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの

7 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築堤等
- ウ 緑花木、草花等の叢生する場所
- エ 鳥、魚、虫等の生息する場所
- 才 岩石、洞穴等
- 力 沼、池、湿地、湧泉、水源等
- キ 丘陵、河川等
- ク 展望地点

8 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

(1)動物

- ア 市の著名な動物 (獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。) として保存を必要とするもの及びその生息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落
- ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生

ずる地域

- エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地
- カ 著しい植物分布の限界地
- キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の 歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び 活用のための措置が特に必要と認められるもの

1 町田市登録有形文化財

(1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、 次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの

- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの
- (3) 書跡・典籍
- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの
- (4) 古文書
- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

- (6) 歴史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって必要なもの
- 2 町田市登録無形文化財
 - (1) 芸能

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値があるもの
 - イ 芸能史上必要なもの
 - ウ 市の文化史上必要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか に該当するもの

- ア 芸術上価値があるもの
- イ 工芸史上必要なもの
- ウ 市の文化史上必要なもの
- 3 町田市登録有形民俗文化財
 - (1)第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、 製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの
 - (2)第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で必要なもの
- 4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活 文化を理解する上で必要なもの

5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っている もので学術的価値のあるもの

- 6 町田市登録旧跡
 - (1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれ

ているが学術的価値のあるもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なも の__

7 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景観に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は 生業の理解のため欠くことのできないもの

8 町田市登録天然記念物

第1の7の(1)から(3)に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

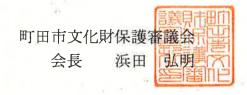
この基準は、2015年10月2日より施行する。

附則

この基準は、2019年11月2日より施行する。

2019年10月18日

町田市教育委員会 教育長 坂本 修一 様



町田市文化財指定・登録基準の一部改正について(答申)

2019年8月29日付け19町教生総第324号で諮問のありました市指定有 形文化財の指定につきましては、2019年9月18日開催の町田市文化財保護審議 会において審議した結果、別紙のとおり決しましたので答申いたします。

「町田市文化財指定・登録基準」の一部改正について(概要)

- 1 改正内容
- (1) 新たに町田市指定旧跡に関する規定を加える。
- (2) 新たに町田市登録旧跡に関する規定を加える。
- (3)(1)(2)に関連したその他文言整理を行う。
- 2 追加基準内容
 - 第1 町田市文化財指定基準
 - 6 町田市指定旧跡(追加)
 - (1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、かつ、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの
 - (2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの
 - 第2 町田市文化財登録基準
 - 6 町田市登録旧跡(追加)
 - (1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値のあるもの
 - (2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

○町田市文化財指定・登録基準(改正前)

町田市文化財保護条例(昭和52年町田市条例第30号)第4条第1項、第20条 第1項、第26条第1項、第33条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、町田 市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準によ り行う。

第1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の 基準により行う。

1 町田市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物(社寺、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(石塔、鳥居等)のう ち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
- イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの
- (4) 古文書
- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるもの

- (6) 歴史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品 のうち学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの
- 2 町田市指定無形文化財
 - (1) 芸能
- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 市の文化史上重要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか

に該当するもの

- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ウ 市の文化史上重要なもの
- 3 町田市指定有形民俗文化財
 - (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、 市民の生活文化を理解する上で重要なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家 具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、 作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用 具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、ト占用具、医療用具、教育施設等
 - ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、 人形、玩具、舞台等
 - ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産 屋等
 - コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
 - (2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、 次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なも の

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの
- 4 町田市指定無形民俗文化財
 - (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
 - (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 市の文化に関係が深いもの
- 5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を正しく理解するために欠くことができず、かつ、 その遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- 工 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する遺跡
 - キ 墓及び碑
 - ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築堤等
- ウ 緑花木、草花等の叢生する場所
- エ 鳥、魚、虫等の生息する場所
- 才 岩石、洞穴等
- 力 沼、池、湿地、湧泉、水源等
- キ 丘陵、河川等
- ク 展望地点

7 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

(1)動物

- ア 市の著名な動物(獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。)として保存を必要とするもの及びその生息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落
- ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生 ずる地域
- エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地
- カ 著しい植物分布の限界地
- キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の 歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び 活用のための措置が特に必要と認められるもの

1 町田市登録有形文化財

(1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、 次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの

(4) 古文書

- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

- (6) 歴史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品 のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって必要なもの
- 2 町田市登録無形文化財
- (1) 芸能
- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値があるもの
 - イ 芸能史上必要なもの
 - ウ 市の文化史上必要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか に該当するもの

ア 芸術上価値があるもの

- イ 工芸史上必要なもの
- ウ 市の文化史上必要なもの
- 3 町田市登録有形民俗文化財
- (1) 第1の3(1) のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、 製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの
- (2)第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、 内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理 解する上で必要なもの
- 4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活 文化を理解する上で必要なもの

5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っている もので学術的価値のあるもの

6 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景観に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は 生業の理解のため欠くことのできないもの

7 町田市登録天然記念物

第1の7の(1)から(3)に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

この基準は、2015年10月2日より施行する。

○町田市文化財指定·登録基準(改正後)

町田市文化財保護条例(昭和52年町田市条例第30号)第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第33条第1項及び第37条第1項の規定に基づき、町田市教育委員会が行う文化財の指定及び登録は、この町田市文化財指定・登録基準により行う。

第1 町田市文化財指定基準

町田市の歴史、文化を理解する上で重要なものを市の文化財に指定するには以下の 基準により行う。

1 町田市指定有形文化財

(1) 建造物

建築物(社寺、住宅、公共施設等)及びその他の工作物(石塔、鳥居等)のう ち次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に優秀なもの
- イ 歴史的又は学術的価値の高いもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色において顕著なもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作が優秀なもの
- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上重要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義の深いもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの

(3) 書跡・典籍

- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上重要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上重要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上重要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値の高いもの

- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係の深いもの
- (4) 古文書
- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上重要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上重要と認められるもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係の深いもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値の高いもの又は市の歴史上重要と認められるもの

- (6) 歴史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品 のうち学術的価値の高いもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上重要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって重要なもの
- 2 町田市指定無形文化財
 - (1) 芸能
 - 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当す るもの
 - ア 芸術上価値の高いもの
 - イ 芸能史上重要な地位を占めるもの
 - ウ 市の文化史上重要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で優秀なもの
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか

に該当するもの

- ア 芸術上価値の高いもの
- イ 工芸史上重要な地位を占めるもの
- ウ 市の文化史上重要なもの
- 3 町田市指定有形民俗文化財
 - (1) 次に掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、製作技法、用法等において、 市民の生活文化を理解する上で重要なもの
 - ア 衣食住に用いられるもの 例えば、衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家 具調度、住居等
 - イ 生産、生業に用いられるもの 例えば、農具、漁猟具、工匠用具、紡績用具、 作業場等
 - ウ 交通、運輸、通信に用いられるもの 例えば、運搬具、舟、車、飛脚用具等
 - エ 交易に用いられるもの 例えば、計算用具、計量具、看板、鑑札、店舗等
 - オ 信仰に用いられるもの 例えば、祭祀具、法会具、奉納物、偶像類、呪術用 具、社祠等
 - カ 社会生活に用いられるもの 例えば、贈答用具、警防用具等
 - キ 民俗知識に関して用いられるもの 例えば、暦類、ト占用具、医療用具、教育施設等
 - ク 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの 例えば、衣装、道具、楽器、面、 人形、玩具、舞台等
 - ケ 人の一生に関して用いられるもの 例えば、産育用具、冠婚葬祭用具、産 屋等
 - コ 年中行事に用いられるもの 例えば、正月用具、節句用具、盆用具等
 - (2) (1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、 次のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で重要なも の

- ア 歴史的変遷を示すもの
- イ 時代的特色を示すもの
- ウ 地域的特色を示すもの
- エ 生活階層の特色を示すもの
- オ 職能の様相を示すもの
- 4 町田市指定無形民俗文化財
 - (1) 風俗慣習のうち次のア又はイのいずれかに該当し、重要と認められるもの
 - ア 由来、内容等において市民の生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - イ 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
 - (2) 民俗芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当し、市として重要と認められるもの
 - ア 芸能の発生又は成立を示すもの
 - イ 芸能の変遷の過程を示すもの
 - ウ 市の文化に関係が深いもの
- 5 町田市指定史跡

次に掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために欠くことができず、かつ、その 遺構が比較的よく原形を保っているもので学術的価値の高いもの

- ア 集落関係、生産関係、埋葬関係等の遺跡
- イ 役所跡、城館跡、防塁、古戦場その他政治・軍事に関する遺跡
- ウ 社寺跡その他祭祀信仰に関する遺跡
- 工 屋敷跡、町屋跡、居宅跡等
- オ 私塾、学校その他教育学芸に関する遺跡
- カ 街道、番所跡、宿場跡、上水、用水、堤防その他産業、交通、土木に関する 遺跡
- キ 墓及び碑
- ク 由緒ある園地、井泉、樹石その他この類の遺跡

6 町田市指定旧跡

- (1) 5のアからクに掲げる遺跡のうち市の歴史を理解するために重要で、かつ、 その遺構の原形は著しく損なわれているが学術的価値の高いもの
- (2)著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために重要なもの

7 町田市指定名勝

次に掲げるもののうち風致景観の優秀なもので市にとって重要なもの

- ア 公園、庭園等
- イ 橋梁、築堤等
- ウ 緑花木、草花等の叢生する場所
- エ 鳥、魚、虫等の生息する場所
- 才 岩石、洞穴等
- 力 沼、池、湿地、湧泉、水源等
- キ 丘陵、河川等
- ク 展望地点

8 町田市指定天然記念物

次に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術上貴重で市の自然を代表するもの

(1)動物

- ア 市の著名な動物(獣、鳥、魚及び虫類以下「動物」という。)として保存を必要とするもの及びその生息地
- イ 自然環境における特有の動物又は動物群集
- ウ 特に貴重な動物の標本

(2) 植物

- ア 名木、巨樹、老樹、畸形樹、栽培植物の原木、並木、社叢
- イ 代表的な天然林、二次林、その他植物群落
- ウ 沼、池、湿地、湧泉、河川等の水草類、藻類、蘚苔類、微生物等及びその生

ずる地域

- エ 着生草木の著しく発生する樹木又は岩石
- オ 栽培植物とその原種の生育地、または自生地
- カ 著しい植物分布の限界地
- キ 稀有又は絶滅の恐れがある植物及びその自生地

(3) 地質鉱物

- ア 岩石、鉱物及び化石の産出状態
- イ 市の特色を示す地質現象を保持するもの
- ウ 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本

第2 町田市文化財登録基準

町田市の文化財に登録するには以下の基準により行う。

- 一 町田市指定文化財に準ずる価値が認められるもの
- 二 地域において広く親しまれてきたもの、再現することが容易でないもの、市の 歴史的景観に寄与しているものの中で市の歴史、文化を理解する上で保存及び 活用のための措置が特に必要と認められるもの

1 町田市登録有形文化財

(1) 建造物

第1の1(1)に規定するもののうち、原則として建設後50年以上経過し、 次のアからウまでのいずれかに該当するもの

- ア 意匠的又は技術的に特色があるもの
- イ 歴史的又は学術的価値があるもの
- ウ 市の歴史又は地域的特色があるもの
- (2) 絵画・彫刻・工芸品
- ア 各時代の遺品のうち製作に特色があるもの

- イ 絵画史上、彫刻史上、工芸史上又は文化史上必要なもの
- ウ 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり意義があるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの
- (3) 書跡・典籍
- ア 書跡類のうち書道史上又は市の文化史上必要なもの
- イ 典籍類のうち原本又はこれに準ずる写本で文化史上必要なもの
- ウ 典籍類のうち版本類(版木を含む。)は、印刷史上必要なもの
- エ 書跡類、典籍類で歴史的又は学術的価値があるもの
- オ 書跡類、典籍類で市の歴史、文化に関係があるもの
- (4) 古文書
- ア 古文書類のうち歴史上又は文化史上必要なもの
- イ 日記、記録類(絵図又は系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で 歴史上必要なもの
- ウ 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、学術上必要と認められるもの
- エ 市の歴史、文化に関係があるもの
- (5) 考古資料

各時代の遺物で学術的価値があるもの

- (6) 歷史資料
- ア 政治、経済、社会、文化等歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品 のうち学術的価値があるもの
- イ 歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値があるもの
- ウ 歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で市の歴史上必要なもの
- エ 歴史、文化、生活、景観等に関わる写真、映像、音声等の記録で市にとって必要なもの
- 2 町田市登録無形文化財
 - (1) 芸能

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次のアからウまでのいずれかに該当するもの
 - ア 芸術上価値があるもの
 - イ 芸能史上必要なもの
 - ウ 市の文化史上必要なもの
 - 2 1の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法
 - (2) 工芸技術

陶芸、染色、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次のアからウまでのいずれか に該当するもの

- ア 芸術上価値があるもの
- イ 工芸史上必要なもの
- ウ 市の文化史上必要なもの
- 3 町田市登録有形民俗文化財
 - (1)第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財のうち、その形様、 製作技法、用法等において市民の生活文化を理解する上で必要なもの
 - (2)第1の3(1)のアからコまでに掲げる有形の民俗文化財の収集で、その目的、内容等が、第1の3(2)のアからオまでのいずれかに該当し、市民の生活文化を理解する上で必要なもの
- 4 町田市登録無形民俗文化財

第1の4(1)のア、イ及び(2)のアからウに規定するもののうち、市民の生活 文化を理解する上で必要なもの

5 町田市登録史跡

第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構が比較的よく原形を保っている もので学術的価値のあるもの

- 6 町田市登録旧跡
 - (1) 第1の5のアからクに掲げる遺跡のうち、その遺構の原形は著しく損なわれ

ているが学術的価値のあるもの

(2) 著名な伝説地及び由緒ある場所・土地で市の歴史を理解するために必要なもの

7 町田市登録名勝

第1の6のアからクに掲げるもののうち、風致景観に特色があるもの、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で市民の生活又は 生業の理解のため欠くことのできないもの

8 町田市登録天然記念物

第1の7の(1)から(3)に掲げる動物、植物、地質鉱物のうち学術的価値があり、市にとって必要なもの

附則

この基準は、2011年6月3日より施行する。

附則

この基準は、2015年10月2日より施行する。

附則

この基準は、2019年 月 日より施行する。



19町文ス第455号 2019年10月3日

町田市教育委員会 教育長 坂本 修一 様

町田市長 石阪 丈一

町田市スポーツ推進審議会委員の選任について(協議)

標記の件につきまして、2018年5月15日付18町教学教第273号「町田市スポーツ推進審議会委員の選任について(回答)」にて同意をいただきました町田市スポーツ推進審議会委員のうち、「町田市公立中学校長会の代表」1名が退任されたため、後任の委員として、別紙の者を選任したいと考えております。つきましては、町田市スポーツ推進審議会条例第3条第2項の規定により、教育委員会のご意見を賜りたく、よろしくお願いいたします。

問い合わせ先 文化スポーツ振興部スポーツ振興課 内線 2923 担当 須田、阿部

委嘱

区分	氏 名	所 属	備考	選任理由・選任方法
町田市公立中学校 長会の代表	^{ウスイ} シノブ 薄井 忍	南中学校校長		学校教育の観点から意見をいただくため、団体 からの推薦により選任。

町田市スポーツ推進審議会委員名簿

NO	区分	氏 名	所 属	備考	選任理由・選任方法
1		カワサキ トシキ 川 崎 登志 喜	玉川大学教育学部教授		
2	学識経験者	宮崎 光次	桜美林大学健康福祉学群長		学識経験者として専門的知見から意見をいただ くため依頼。
3		*************************************	国士舘大学体育学部准教授		
4		サマモト マザミ 山本 正実	町田市体育協会理事長		市内スポーツ団体の立場から意見をいただくた め、団体からの推薦により選任。
5	スポーツ団体の代表	#カダ サカエ 岡田 栄	町田市スポーツ推進委員		スポーツ推進委員の観点から意見をいただくため、団体からの推薦により選任。
6		ズ/ ョウョ 水野 洋子	NPO法人スポーツ塾J. VIC代表	地域スポーツクラブの運営者	地域スポーツクラブの立場から意見をいただくため、団体からの推薦により選任。
7	経済関係団体 の代表	*** [*]	町田商工会議所 専務理事		経済、にぎわいの創出の観点から意見をいただくため、団体からの推薦により選任。
8	保健医療関係団体 の代表		社会福祉法人賛育会第二清風園 施設長		高齢者スポーツ、介護予防の観点から意見をい ただくため、団体からの推薦により選任。
9	市民	坂井 早苗			市民感覚を生かした意見をいただくため、公募
10	ДIП	三村徹			にて選任。
11	町田市公立中学校 長会の代表	⁹²⁴	南中学校校長		学校教育の観点から意見をいただくため、団体 からの推薦により選任。

報告事項 - 1 (施設課、教育センター) (生涯学習総務課)

台風 19 号による学校教育施設及び生涯学習施設の被害状況について

2019年10月12日(土)から13日(日)にかけて、関東地方に接近・上陸した台風19号の影響により、暴風や大雨による被害が町田市の学校教育施設及び生涯学習施設にありました。

台風被害について現地調査および対応を行いましたので、報告いたします。

1 台風被害が発生した施設数

(1) 小学校

13 校

(2) 中学校

8校

(3) 教育センター

1 施設

(4) 生涯学習施設

5 施設

2 台風被害の内訳

	倒木・傾き	枝折れ	雨漏り	施設損傷
小学校	4	4	4	3
中学校	1	2	4	1
教育センター	1	0	1	0
生涯学習施設	0	0	5	0
計	6	6	14	4

3 台風被害への対応状況

10月13日(日)に、施設課職員及び学校用務職員(ブロック長)で、小中学校の被害状況を外部から確認するとともに、倒木や枝折れ等の初期対応を行い、安全確保をいたしました。

また、被害の状況により、業者等に手配を行い、施設の改修を行いました。引き続き、倒木の可能性のある樹木の撤去を進めます。

教育センター及び生涯学習施設については、それぞれの施設ごとに、初期対応を行うとともに、安全確保を実施いたしました。

4 教育委員会職員の対応人数

学校教育部 47人 生涯学習部 33人

町田市就学援助費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価の引き上げを踏まえ、準要保護者に対する学用品及び通学用品費並びに入学準備金の支給額を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

学用品及び通学用品費並びに入学準備金の支給額を改めます。(別表第2関係)

3 施行期日

2019年4月1日から適用します。

町田市就学援助費支給要綱新旧対照表

	改正後			改正前			
第1~1	第1~12 略			第1~12 略			
別表第1	(第4関係	8) 略		別表第1	(第4関係	8) 略	
別表第2	(第5関係	()		別表第2	(第5関係	()	
支給 対象 費目	支給対象学年	支給額	備考	支給 対象 費目	支給対 象学年	支給額	備考
学用 品及 び通	小学校 第1学 年	1月当た り <u>960</u> 円		学用 品及 び通	小学校 第 1 学 年	1月当た り <u>955</u> 円	
品費	小第2か3年6年	1月当た り <u>1,1</u> <u>50</u> 円		学用 品費	小第2か6 年 第 年	1月当た り <u>1,1</u> <u>40</u> 円	
	中学校第1学	1月当た り <u>1,8</u> <u>80</u> 円			中学校第1学年	1月当た り <u>1,8</u> <u>60</u> 円	
	中第年第年第年	1月当た り <u>2,0</u> <u>65</u> 円			中第年第年 第年	1月当た り <u>2,0</u> <u>50</u> 円	
略	略	略		略	略	略	
入 準 金	小の予又学 2 学 3 学 4 次 学 者 小 第	<u>50,6</u> <u>00</u> 円		入学備金	小の予又学1学就定は校学者小第	<u>40,6</u> <u>00</u> 円	
	小学校 第6 2 年 2 中学校				小 学 校 第 6 学 年 y 校 中 学 校	<u>47,4</u> <u>00</u> 円	

町田市就学援助費支給要綱新旧対照表

改正後		改正前
第 1 学 年		第 1 学 年
以下 略		以下 略

町田市就学援助費支給要綱

第1 目的

この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者等に対し、就学援助費(以下「援助費」という。)を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

- (1) 学齢児童 法第18条に規定する学齢児童
- (2) 学齢生徒 法第18条に規定する学齢生徒
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者
- (4) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定 する要保護者のうち、同法第13条の規定による教育扶助又はこれに相当する措 置を受けている者
- (5) 準要保護者 別に定める基準により町田市教育委員会教育長(以下「教育 長」という。)が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

第3 支給対象者

援助費の支給の対象となる者は、要保護者又は準要保護者であって、次の各号の いずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校(町田市立学校設置条例(昭和47年3月町田市条例第11号)第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。) に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者
- (2) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校以外の小学校(義務教育学校 の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校(義務教育学校の後期課程及び中等

教育学校の前期課程を含む。以下同じ。) に就学している学齢児童又は学齢生徒の保護者

- (3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、公立中学校の夜間学級に就学している 生徒(当該生徒が未成年者である場合にあっては、その保護者)
- (4) 市内に住所又は居所を有し、かつ、小学校又は中学校に就学を予定している就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)の保護者(当該就学予定者が就学後に引き続き市内に住所又は居所を有する場合に限る。)
- (5) 市外に住所又は居所を有し、かつ、市立学校に就学している学齢児童又は 学齢生徒の保護者

第4 支給対象費目等

援助費の支給の対象となる費目は、別表第1の左欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の右欄に定める者に支給する。ただし、他の制度により同様の支給を受ける費目については、援助費を支給しない。

第5 援助費の支給額等

- 1 援助費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 援助費を支給する時期は、教育長が別に定める。

第6 援助費の支給認定等

- 1 援助費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書に世帯の合計所得金額が確認できる書類を添えて教育長に提出し、その認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わない

と決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 援助費の支給方法

- 1 援助費は、支給認定を受けた者(以下「支給認定者」という。)が指定する口 座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の学校長の口座に振 り込むことにより支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、医療費に係る援助費は、支給認定者に対し医療券を 交付することにより支給することができる。この場合において、当該医療券の使 用に係る援助費は、当該医療券を使用した医療機関に支払うものとする。
- 3 支給認定者である保護者が死亡した場合において、その死亡した保護者に支給 すべき援助費で、まだ支給していないものがあるときは、当該援助費を、その支 給の対象となった児童又は生徒に支給することができる。

第8 援助費の使途の確認

教育長は、支給した援助費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該援助費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定 を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。
- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面により、当該支給認定者に通知する。

第10 援助費の返還

1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該 取消しに係る部分について既に援助費を支給しているときは、書面により、その 返還を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該援助費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

援助費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、2000年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2001年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2002年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2004年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2005年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2006年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2007年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2009年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2012年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2014年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2016年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、2017年10月16日から施行する。 附 則

この要綱は、2019年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2019年4月1日から適用する。

別表第1 (第4関係)

支給対象費目	支給対象者
学用品及び通学用品費	 準要保護者であって、第3第1号から第3号までのいず
体育実技用具費	れかに該当するもの
入学準備金	準要保護者であって、第3第1号から第4号までのいず
	れかに該当するもの

校外活動費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号から第3
移動教室及び修学旅行費	号までのいずれかに該当するもの
通学費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号又は第3 号に該当するもの
給食費	準要保護者であって、第3第1号、第3号又は第5号の いずれかに該当するもの
医療費	要保護者又は準要保護者であって、第3第1号、第3号 又は第5号のいずれかに該当するもの

別表第2 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年等	支給額	備考
学用品及び通	小学校第1学年	1月当たり <u>960円</u>	
学用品費	小学校第2学年か	1月当たり1,150円	
	ら第6学年まで		
	中学校第1学年	1月当たり1,880円	
	中学校第2学年及	1月当たり2,065円	
	び第3学年		
体育実技用具	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限
費			度とし、原則として
			生徒1人につき1
			回に限る。
入学準備金	小学校の就学予定	50,600円	
	者又は小学校第1		
	学年		

	小学校第6学年又 は中学校第1学年	57,400円	
校外活動費	小学校及び中学校 全学年	実支出額	1年につき3回を 限度とする。
移動教室及び修学旅行費	小学校及び中学校 全学年(第3第2号 に該当するものに あっては、小学校第 5学年及び第6学 年並びに中学校全 学年)	実支出額	1年につき1回を 限度とする。ただ し、転校した場合 は、この限りでな い。
通学費	小学校及び中学校全学年	実支出額	1月につき1か月 の通学定期券の額 を限度とする。ただ し、障がい等の理由 により自家用車を 利用する場合は、燃 料費に相当する額 とする。
給食費	小学校及び中学校 全学年	実支出額	
医療費	小学校及び中学校 全学年	実支出額	学校保健安全法施 行令(昭和33年政 令第174号)第8

改正後

	条で定める疾病に
	係るものに限る。

町田市就学奨励費支給要綱の一部改正について

1 改正理由

国の特別支援教育就学奨励費補助金の国庫補助対象限度額の引き上げに伴い、学 用品及び通学用品費並びに入学準備金の支給額を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

- (1) 学用品及び通学用品費並びに入学準備金の支給額を改めます。(別表第3関係)
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2019年4月1日から適用します。

町田市就学奨励費支給要綱新旧対照表(その他文言の整理内容を除く)

改正後					改正前		
第1~12 略			第1~12 略				
別表第 1 (第 3 関係) 略 別表第 2 (第 4 関係) 略				(第3関係 (第4関係			
別表第3	(第5関係	()		別表第3	(第5関係	()	
支給 対象 費目	支給対 象学年	支給額	備考	支給 対象 費目	支給対象学年	支給額	備考
学用 品及 び通	小学校 第1学 年	1月当た り <u>960</u> 円		学用 品及 び通	小学校 第1学 年	1月当た り <u>955</u> 円	
学用品費	小第2年 第6年 第6で	1月当た り <u>1,1</u> <u>50</u> 円		学用 品費	小第2 第4 第6 第6で 年まで	1月当た り <u>1,1</u> <u>40</u> 円	
	中 学 校 第 1 学 年	1月当た り <u>1,8</u> <u>80</u> 円			中 学 校 第 1 学 年	1月当た り <u>1,8</u> <u>60</u> 円	
						1月当た り <u>2,0</u> <u>50</u> 円	
略	略	略		略	略	略	
入 準 備 金	小学校 第1学 年	<u>50,6</u> <u>00</u> 円			小学校 第1学 年	<u>40,6</u> <u>00</u> 円	
	中学校第1学年	<u>57,4</u> <u>00</u> 円			中学校第1学年	<u>47,4</u> <u>00</u> 円	
以下	各			以下	各		

町田市就学奨励費支給要綱

第1 目的

この要綱は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)又は中学校 (義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)にお いて、特別支援学級に就学し、又は一定の<u>障がい等の要件</u>に該当し、通常の学級に 就学する児童又は生徒の保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条 に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、就学奨励費(以下「奨励費」とい う。)を支給することにより、その経済的負担を軽減し、もって義務教育における 特別支援教育の円滑な実施に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法第81条第2項に規定する特別支援学級で、市立学校(町田市立学校設置条例(昭和47年3月町田市条例第11号)第1条に規定する市立学校をいう。以下同じ。)に設置するものをいう。
- (2) 通級指導学級 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第14 0条に規定する特別の教育課程による教育を行う通常の学級以外の学級をいう。

第3 支給対象者等

- 1 奨励費の支給の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす小学校又 は中学校の児童又は生徒の保護者とする。
 - (1) 特別支援学級に就学すること。
 - (2) 学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当し、<u>市内</u> に所在する小学校又は中学校の通常の学級に就学すること。
 - (3) 市内に住所又は居所を有し、かつ、市立学校の通常の学級に就学し、通 級指導学級に通級すること。
- 2 前項に規定する支給対象者の認定に係る区分及び基準(以下それぞれ「認定区

分」及び「認定基準」という。)は、別表第1に定めるとおりとする。

第4 支給対象費目等

- 1 奨励費の支給の対象となる費目は、別表第2の左欄に掲げるとおりとし、それ ぞれ同表の右欄に定める認定区分に該当する者に支給する。<u>この場合において、</u> 第3第1項第3号の要件にのみ該当する者については、通級費(町田市立町田第 三中学校の相談学級に通級する場合にあっては、通級費及び宿泊訓練費)のみを 支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、他の制度により同様の支給を受ける費目については、 奨励費を支給しない。

第5 奨励費の支給額等

- 1 奨励費の支給の対象となる学年、支給額等は、別表第3に定めるとおりとする。
- 2 奨励費を支給する時期は、町田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。) が別に定める。

第6 奨励費の支給認定等

- 1 奨励費の支給を受けようとする者は、別に定める申請書に世帯の収入額が確認できる書類を添えて教育長に提出し、その認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。ただし、教育長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 2 教育長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給認 定を行うものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により支給認定を行ったとき、又は支給認定を行わない と決定したときは、その旨を書面により、当該申請をした者に通知する。

第7 奨励費の支給方法

1 奨励費は、支給認定を受けた者(以下「支給認定者」という。)が指定する口 座又は当該支給認定に係る児童若しくは生徒が在籍する学校の学校長の口座に振 り込むことにより支給する。

2 支給認定者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき奨励費で、 まだ支給していないものがあるときは、当該奨励費を、その支給の対象となった 児童又は生徒に支給することができる。

第8 奨励費の使途の確認

教育長は、支給した奨励費の使途を確認するため必要があると認めるときは、当該奨励費の支給を受けた者に対し、領収書その他の支出を証する書類の提出を求めることができる。

第9 支給認定の取消し

- 1 教育長は、支給認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給認定 を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
 - (2) 第3に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 支給認定を辞退する旨の申出があったとき。
- 2 教育長は、前項の規定により支給認定を取り消したときは、その旨を書面によ り、当該支給認定者に通知する。

第10 奨励費の返還

- 1 教育長は、第9第1項の規定により支給認定を取り消した場合において、当該 取消しに係る部分について既に奨励費を支給しているときは、書面により、その 返還を請求するものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、当該書面に記載のある期限内に、当該奨 励費を教育長に返還しなければならない。

第11 様式

奨励費の支給に関し必要な様式は、教育長が別に定める。

第12 補則

この要綱に定めるもののほか、奨励費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に

定める。

附 則

- この要綱は、2000年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2001年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2003年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2004年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2007年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2009年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2012年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2017年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、2017年10月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、2018年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2019年4月1日から施行する。 附<u>則</u>
- <u>この要綱は、2019年4月1日から適用する。</u> 別表第1(第3関係)

認定区分	認定基準
第Ⅰ段階	町田市就学援助費支給要綱(2000年4月1日施行)第2に規定 する要保護者又は準要保護者に該当すること。
第Ⅱ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍未満であること(第 I 段階に該当する場合を除く。)。
第Ⅲ段階	世帯の収入額が需要額の2.5倍以上であること。

備考 世帯の収入額及び需要額の算定は、特別支援学校への就学奨励に関する法律 施行令(昭和29年政令第157号)第2条に規定する収入額及び需要額の例に よる。

別表第2 (第4関係)

支給対象費目	認定区分
学用品及び通学用品費	第Ⅱ段階
体育実技用具費	
入学準備金	
校外活動費	
移動教室及び修学旅行費	
通学費	第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
給食費	第Ⅱ段階
宿泊訓練費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階又は第Ⅲ段階
職場実習交通費	
交流学習交通費	
保護者付添通学費	

脳波検査料	
通級費	

別表第3 (第5関係)

支給対象費目	支給対象学年	支給額	備考
学用品及び通	小学校第1学年	1月当たり <u>960円</u>	
学用品費	小学校第2学年	1月当たり <u>1,15</u>	
	から第6学年ま	0円	
	で		
	中学校第1学年	1月当たり <u>1,88</u>	
		0円	
	中学校第2学年	1月当たり2,06	
	及び第3学年	5円	
体育実技用具	中学校全学年	実支出額	別に定める額を限度と
費			し、原則として生徒1人
			につき1回に限る。
入学準備金	小学校第1学年	50,600円	
	中学校第1学年	57,400円	
校外活動費	小学校及び中学	実支出額	1年につき3回を限度
	校全学年		とする。
移動教室及び	小学校及び中学	実支出額	
修学旅行費	校全学年(市立学		
	校以外の小学校		
	にあっては、小学		

			l l
	校第5学年及び		
	第6学年に限		
	る。)		
通学費	小学校及び中学	実支出額	1月につき1か月の通
	校全学年		学定期券の額を限度と
			する。ただし、自家用車
			を利用する場合は、燃料
			費に相当する額とする。
給食費、宿泊	小学校及び中学	実支出額	
訓練費、職場	校全学年		
実習交通費及			
び交流学習交			
通費			
保護者付添通	小学校及び中学	実支出額	1月につき1か月の通
学費	校全学年		学定期券の額を限度と
			する。
脳波検査料	小学校及び中学	実支出額	1年につき2回を限度
	校全学年		とする。
通級費	小学校及び中学	実支出額	1月につき1か月の通
	校全学年		学定期券の額を限度と
			する。

2019年度 町田市教育講演会(東京都教育の日関連事業)の実施報告について

町田市教育講演会の趣旨

市民の方々の教育への関心を高め、未来を担う子どもたちの教育に関する取組を市民全体で推進し、町田市における教育の充実と発展を図る。

- 1 開催日時 2019年10月26日(土)10時00分~12時00分
- 2 会 場 町田市立町田第一小学校 体育館及び各教室
- 3 参加者 市内小・中学校管理職63人、教員23人、保護者71人、 ボランティアコーディネーター12人、学校支援地域理事13人、 報道関係者1人、教育委員3人、教育委員会事務局23人

合計209人

4 内 容

(1) 事業報告

- ①「ICTを活用した教育」事業
 - ・町田市5ヵ年計画17-21における教育の情報化推進について
 - ・「町田発未来型教育」実証モデル事業について
 - ・ I C T教育推進モデル校等での大型提示装置や Chromebook の活用事例について
- ②「えいごのまちだ」事業
 - ・小学校英語の先行実施について
 - ・ALTの増員と効果的な活用について
 - ・小学校放課後英語教室の実施について
 - ・MEPS(英語授業支援員)の配置について
 - ・GTEC (スコア型英語4技能検定) の実施について
 - ・国際交流活動の実施について

(2) 模擬授業体験

【ICT】4クラス

<u>* * - / / / / / / / / / / / / / / </u>				
授業者			授業内容	
町田第四小学校	教諭	榎本 智也	小学6年 社会 「大久保利通と明治新政府の改革」 G Suite を活用した資料の読み取りと共同編集	
町田第五小学校	主任教諭	鈴木 飛鳥	小学4年 特別の教科 道徳 「世界の小学生」 共同編集とテキストマイニングを活用した意見集約	
町田第五小学校	教諭	大森 翼	小学6年 国語 「鳥獣戯画を読む」 G Suite の共有機能を活用した意見交流	
鶴川第二小学校	主任教諭	池田 吉隆	小学5年 理科 「電流の大きさで磁石の力は変わるのか」 G Suite を活用した実験結果の共有と結果のグラフ化	





【英語】 4クラス

授業者			授業内容	
藤の台小学校	教諭	高橋 伸明	小学 5 年 外国語	
	ALT	Hafsah Khan	「What would you like? ヘルシーサンドイッチを注文しよう」	
始日每一九兴长	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	諭 岩澤 英喜	小学4年 外国語活動	
鶴川第二小子仪 	土针教訓		「What do you want? ほしいものは何かな?」	
忠生第三小学校	主任教諭	三原 愛子	小学3年 外国語活動	
	ALT	Mel Sagayo	「How many? 数えて遊ぼう」	
小山中央小学校	主任教諭	牧田 莉加	小学6年 外国語	
			「I like my town. 自分たちの町・地域」	





(3) アンケートの内容

①実践事例の報告

- ・分かりやすく報告されていて良かった。地域の方々に町田市の取組がよく伝わったと 感じた。(教職員)
- ・とても良かったのですが、もう少し予算や長期的な事業計画について詳細を知りたか った。(保護者)

②模擬授業体験

[ICT]

- ・今回初めて体験してここまで進んだ授業が行われているのかと驚いた。(保護者)
- ・体験している保護者が驚いている様子を見て、聞くだけではなく、やはり体験するこ とで確かなことを伝えることができたのではないかと思った。(教職員)
- ・発表がなかなかできない子が自分の意見をChromebookで知らせることができるのは、 素晴らしい。(学校支援地域理事)

【英語】

- ・実際に行っている学習内容、また、英語教育で求めているものが何かと言うことが分 かった。(教職員)
- ・自分の時代の「英語」の授業とは全く別物だと良く分かった。コミュニケーションの 手段であることがよく分かった。(保護者)
- 他の教科と関連させてやる指導が参考になり、良かった。(保護者)
- ③来年度以降、聞いてみたいテーマや内容
 - 情報モラル(3)

がん教育

道徳教育(2)

- ・いじめ
- プログラミング教育
- 特別支援教育
- ・学校と地域と PTA との関わり方 ・今回の内容の経過報告

・新しい学力観